

議案第 87 号

城陽市職員の給与に関する条例及び城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

城陽市職員の給与に関する条例及び城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 17 日提出
(2025年)

城陽市長 村田正明

城陽市職員の給与に関する条例及び城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(城陽市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 城陽市職員の給与に関する条例（昭和26年城陽市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものにあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7, 100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10, 000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12, 900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15, 800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18, 700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21, 600円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24, 400円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものにあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7, 300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10, 400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13, 500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16, 600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19, 700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22, 800円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25, 900円</u></p>

0 0 円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2 6, 2 0 0 円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2 8, 0 0 円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2 9, 8 0 0 円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3 1, 6 0 0 円

(3) 略

3~6 略

(宿日直手当)

第15条の2 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員（宿直員（城陽市職員の職の設置に関する規則（昭和46年城陽市規則第6号）第3条に規定する職員の職をいう。）を除く。）には、それぞれ勤務1回につき4, 4 0 0 円を支給する。

2 略

(期末手当)

第15条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、1 0 0 分の 1 2 5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは、「1 0 0 分の 7 0」とする。

4~6 略

(勤勉手当)

第15条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権

0 0 円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2 9, 1 0 0 円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3 2, 3 0 0 円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3 5, 5 0 0 円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3 8, 7 0 0 円

(3) 略

3~6 略

(宿日直手当)

第15条の2 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員（宿直員（城陽市職員の職の設置に関する規則（昭和46年城陽市規則第6号）第3条に規定する職員の職をいう。）を除く。）には、それぞれ勤務1回につき4, 7 0 0 円を支給する。

2 略

(期末手当)

第15条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、1 0 0 分の 1 2 7. 5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 7. 5」とあるのは、「1 0 0 分の 7 2. 5」とする。

4~6 略

(勤勉手当)

第15条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権

者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外のもの 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外のもの 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額
3～5 略	3～5 略

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

給 料 表

(単位 円)

職務の級	1	2	3	4	5	6	7	
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
定年用短時間勤務職員以外	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900

の 職 員	21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100
	22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900
	23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700
	24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500
	25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100
	26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700
	27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300
	28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900
	29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600
	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800
	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	

61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				
94		308, 000	358, 400				
95		308, 300	358, 800				
96		308, 700	359, 100				
97		308, 900	359, 400				
98		309, 200	359, 800				
99		309, 500	360, 200				

	100		309,900	360,600				
	101		310,100	361,100				
	102		310,400	361,500				
	103		310,700	361,900				
	104		311,000	362,300				
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額						
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

第2条 城陽市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(地域手当)	(地域手当)
第7条の2 略	第7条の2 略
2 地域手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の6</u> を乗じて得た額とする。	2 地域手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の8</u> を乗じて得た額とする。
(通勤手当)	(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものにあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）。

ア～シ 略

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38, 700円

(3) 略

3～6 略

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものにあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）。

ア～シ 略

ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38, 700円

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42, 200円

ゾ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45, 700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49, 200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52, 700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56, 200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59, 600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63, 000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66, 400円

(3) 略

3～6 略

<p>(期末手当)</p> <p>第15条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第15条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外のもの 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第15条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第15条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外のもの 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
--	---

(城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年城陽市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(パートタイム会計年度任用職員の報酬)	(パートタイム会計年度任用職員の報酬)
第16条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められ	第16条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められ

<p>た 1 週間当たりの勤務時間を城陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 48 年城陽市条例第 3 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額に経験加算額を加えた額に、<u>100 分の 6</u> を乗じて得た額を加算した額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。</p> <p>2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 21 で除して得た額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額に経験加算額を加えた額に、<u>100 分の 6</u> を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 162.75 で除して得た額に経験加算額を加えた額に、<u>100 分の 6</u> を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>。</p> <p>4 略</p>	<p>た 1 週間当たりの勤務時間を城陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 48 年城陽市条例第 3 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額に経験加算額を加えた額に、<u>100 分の 8</u> を乗じて得た額を加算した額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。</p> <p>2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 21 で除して得た額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額に経験加算額を加えた額に、<u>100 分の 8</u> を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 162.75 で除して得た額に経験加算額を加えた額に、<u>100 分の 8</u> を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>。</p> <p>4 略</p>
---	---

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

給料表

（単位 円）

号給	給料の月額
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400

18	221,000
19	222,600
20	224,100
21	225,600
22	227,200
23	228,800
24	230,400
25	232,000
26	233,700
27	235,000
28	236,300
29	237,600
30	238,700
31	239,800
32	240,900
33	242,000
34	242,900
35	243,800
36	244,800
37	245,800
38	246,700
39	247,600
40	248,400
41	249,200
42	249,900
43	250,500
44	251,100
45	251,800
46	252,400
47	253,000
48	253,600
49	254,100
50	254,700
51	255,300
52	255,800
53	256,200
54	256,600
55	256,900
56	257,200
57	257,500
58	257,800
59	258,100
60	258,400
61	258,700
62	259,000
63	259,300
64	259,600
65	259,900
66	260,200

67	260, 500
68	260, 800
69	261, 100
70	261, 400
71	261, 700
72	262, 000
73	262, 300
74	262, 600
75	262, 900
76	263, 200
77	263, 500
78	263, 800
79	264, 100
80	264, 400
81	264, 700
82	265, 000
83	265, 300
84	265, 600
85	265, 900
86	266, 200
87	266, 500
88	266, 800
89	267, 100
90	267, 400
91	267, 700
92	268, 000
93	268, 300
94	280, 300
95	281, 100
96	281, 800
97	282, 500
98	283, 200
99	283, 900
100	284, 600
101	285, 300
102	286, 000
103	286, 600
104	287, 300
105	287, 900
106	288, 600
107	289, 200
108	289, 900
109	290, 600
110	291, 100
111	291, 700
112	292, 300
113	293, 000
114	293, 600
115	294, 200

116	294, 800
117	295, 500
118	296, 100
119	296, 700
120	297, 200
121	297, 700
122	298, 200
123	298, 800
124	299, 300
125	299, 900
126	300, 300
127	300, 800
128	301, 300
129	301, 900
130	302, 400
131	302, 800
132	303, 100
133	303, 400
134	303, 600
135	303, 900
136	304, 100
137	304, 400
138	304, 600
139	304, 800
140	305, 100
141	305, 300
142	305, 600
143	305, 800
144	306, 100
145	306, 400
146	306, 700
147	307, 000
148	307, 300
149	307, 600
150	307, 800
151	308, 000
152	308, 300
153	308, 700
154	308, 900
155	309, 200
156	309, 500
157	309, 900
158	310, 100
159	310, 400
160	310, 700
161	311, 000
162	311, 200
163	311, 500
164	311, 800

165	312,100
166	312,300
167	312,600
168	313,000
169	313,300
170	313,500

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条（城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条の改正規定に限る。）の規定は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の城陽市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定（第10条第2項、第15条の2第1項及び別表第2の規定に限る。）及び第3条の規定による改正後の城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定（別表の規定に限る。）は、令和7年（2025年）4月1日から適用する。
- 改正後の給与条例の規定（第15条の4第2項及び第3項並びに第15条の7第2項の規定に限る。）は、令和7年（2025年）12月1日から適用する。
(内払)
- 改正後の給与条例及び改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の城陽市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払と、第3条の規定による改正前の城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

令和7年（2025年）の人事院勧告に鑑み、国家公務員及び近隣市町の給与改定の動向を考慮し、職員の給与を改定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔報酬等〕

第203条の2 略

②～④ 略

⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

〔給料、旅費及び諸手当〕

第204条 略

② 略

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（抜粋）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 略

2～4 略

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

参考資料

城陽市職員の給与に関する条例及び城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正条例要綱

1 関連条例

- (1) 城陽市職員の給与に関する条例
- (2) 城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

2 令和7年人事院勧告に係る改正

- (1) 職員の期末・勤勉手当の支給率の改正（第1・2条関係）

＜改正前＞

	6月期		12月期		年間合計	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	125 /100	105 /100	125 /100	105 /100	250 /100	210 /100
定年前再任用短時間勤務職員	70 /100	50 /100	70 /100	50 /100	140 /100	100 /100
会計年度任用職員	125 /100	105 /100	125 /100	105 /100	250 /100	210 /100

<改正後>

(令和7年12月1日適用)

	6月期		12月期		年間合計	
	期末 手当	勤勉 手当	期末 手当	勤勉 手当	期末 手当	勤勉 手当
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	125 /100	105 /100	127.5 /100	107.5 /100	252.5 /100	212.5 /100
定年前再任用 短時間勤務職員	70 /100	50 /100	72.5 /100	52.5 /100	142.5 /100	102.5 /100
会計年度 任用職員	125 /100	105 /100	127.5 /100	107.5 /100	252.5 /100	212.5 /100

(令和8年4月1日施行)

	6月期		12月期		年間合計	
	期末 手当	勤勉 手当	期末 手当	勤勉 手当	期末 手当	勤勉 手当
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	126.25 /100	106.25 /100	126.25 /100	106.25 /100	252.5 /100	212.5 /100
定年前再任用 短時間勤務職員	71.25 /100	51.25 /100	71.25 /100	51.25 /100	142.5 /100	102.5 /100
会計年度 任用職員	126.25 /100	106.25 /100	126.25 /100	106.25 /100	252.5 /100	212.5 /100

(2) 給料表の改正

ア 一般職の職員（会計年度任用職員を除く。）の給与を平均3.31%引き上げる給料表の改正（第1条関係）

（適用）令和7年4月1日

イ 会計年度任用職員の給与を引き上げる給料表の改正（第3条関係）

（適用）令和7年4月1日

(3) 各種手当の改正

ア 地域手当（第2・3条関係）

6%から8%へ改正

(施行) 令和8年4月1日

イ 宿日直手当（第1条関係）

勤務1回につき4,400円から4,700円へ改正

(適用) 令和7年4月1日

ウ 通勤手当（第1・2条関係）

使用距離区分 (片道)	手当額(円)		
	改正前	R 7.4.1～	R 8.4.1～
5km未満	2,000	変更なし	
5km以上10km未満	4,200		
10km以上15km未満	7,100	7,300	
15km以上20km未満	10,000	10,400	
20km以上25km未満	12,900	13,500	
25km以上30km未満	15,800	16,600	
30km以上35km未満	18,700	19,700	
35km以上40km未満	21,600	22,800	
40km以上45km未満	24,400	25,900	
45km以上50km未満	26,200	29,100	
50km以上55km未満	28,000	32,300	
55km以上60km未満	29,800	35,500	
60km以上	31,600	38,700	
60km以上65km未満			38,700
65km以上70km未満			42,200
70km以上75km未満			45,700
75km以上80km未満			49,200
80km以上85km未満			52,700
85km以上90km未満			56,200
90km以上95km未満			59,600
95km以上100km未満			63,000
100km以上			66,400